

社会福祉法人江北会 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人江北会（以下「本会」という。）の定款第8条、定款第21条に基づく評議員、役員の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語定義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、宿泊費等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員、役員について報酬等は支給しない。

(費用の弁償)

第4条 本会は、第2条の第1号、第2号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

- 2 評議員、役員の交通費については別表1の額を超えない場合は、別表1のとおり支給し、超える場合はその実費を支払うものとする。ただし、江北会の施設に勤務する役員及び評議員には支給しない。
- 3 その他の費用の弁償の額は実費とする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表1 役員及び評議員の交通費

支給事由	支給額	備考
理事会へ出席した場合	4,000 円	
評議員会へ出席した場合	4,000 円	
評議員選任・解任委員会に出席した場合	4,000 円	
苦情対応第三者委員会へ出席した場合	4,000 円	
その他、理事長の依頼により会議等に出席した場合	4,000 円	